

2021年  SUZUKI

スズキ団体保険のご案内

団体総合生活保険

団体割引・
損害率による割引最大
32.0%
適用

団体割引: 20%

損害率による割引: 15%

※割引率32%=
{1-(1-団体割引20%)×(1-損害率による割引15%)}※一部損害率による割引が適用にならない補償
があります。

ケガの補償	P2-P3
オプション	P4
個人賠償責任の補償	P5
こどもプラン	P5
自転車プラン	P6
ゴルフプラン	P7
所得補償	P9
GLTD	P10-P11
がんの補償	P12-P13
病気・医療の補償	P14-P15
介護の補償	P16-P17

保険期間

2021年2月1日午後4時から2022年2月1日午後4時まで1年間

給与天引開始日

2021年5月天引より

募集期間

2020年11月23日(月)から2020年12月18日(金)まで

加入方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

本年度より「サービスのご案内」「補償の概要等」「重要事項説明書」につきましては、弊社ホームページにてご確認ください。方式となりました。(閲覧方法はパンフレット裏面をご確認ください)尚、冊子にてご希望の場合は、パンフレット裏面に記載されております担当までお問合せください。

・今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

・新規ご加入の方、変更を希望される方は、「団体保険加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、スズキビジネス保険事業部へご提出ください。

スズキ団体保険の特徴

①最大32%の割引が適用されます！

団体割引20%、損害率による割引15%により32%の割引を実現！ ※一部損害率による割引が適用にならない補償があります。

②ご加入の際、医師の診査は不要です！

がん補償・医療補償・介護の補償・所得補償・団体長期障害所得補償にご加入いただく場合は、加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、東京海上日動の提示するお引き受け条件によってご加入いただくことがあります。

③ご加入手続きが簡単です！

保険料の払込みは給与からの引き去りとなりますので、お手続きが簡単です。

④ご家族の皆様もご加入可能です！

配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟・ご本人と同居のご親族の皆様も本制度にご加入できます。(生計の同一性を問いません)。

※詳細は、P.18【スズキ団体保険の加入対象者・保険の対象となる方(被保険者)】をご確認ください。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

本制度はスズキ㈱を契約者とした保険期間1年の団体契約です。医療補償やがん補償等で保険期間終身の保険をご希望の方は、取扱代理店株式会社スズキビジネスまでお問い合わせください。

取扱代理店:  スズキビジネス引受保険会社:  東京海上日動

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社および引割割合等については、「重要事項説明書」をご確認ください。なお、医療補償・がん補償・介護補償については、東京海上日動単独の引受けとなります。

ケガの補償

みなさまの日常生活をお守りします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。



A・B・S・C・Dプランのいずれかのみ、またはB・C・Dプランいずれかに加えてSプランにご加入いただけます。

【加入対象者について】

◆本人とはスズキ㈱グループ在職者ご本人をいいます。

本人型→本人・配偶者・子供・両親・兄弟・本人と同居の親族

家族型→本人・配偶者・子供・両親・兄弟

※詳細は、P.18【スズキ団体保険の加入対象者・保険の対象となる方（被保険者）】をご確認ください。

■ 交通事故等限定プラン (Aプラン・Bプラン)

日本国内外を問わず、交通事故等によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

交通乗用具にはねられたときのケガ



駅の改札口に入ってから出るまでのケガ



交通乗用具の火災でのケガ



交通事故等の定義については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。

■ ケガの基本プラン (Sプラン)

日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

スキー場で転んでケガ



海外旅行中のケガ



家庭内でケガ



仕事中でケガ



■ 天災危険補償特約つきプラン (Cプラン・Dプラン)

「ケガの基本プラン」に加えて、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガについても補償します。

スキー場で転んでケガ



海外旅行中のケガ



家庭内でケガ



仕事中でケガ



地震によりタンスが倒れてきてケガ



噴火によるケガ



津波によるケガ



特定感染症補償
※1 ※2



※1 死亡保険金・手術保険金はお支払いしません。

※2 特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または政令によりこれらの感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因して発病した特定感染症は補償の対象となりません。

A

交通傷害プラン

(交通事故傷害危険のみ補償特約セット):5口まで加入可能

 本人	死亡・後遺障害保険金額	1,200万円
	入院保険金日額*1	3,000円
	通院保険金日額	2,000円
1口当たり保険料(月払)		540円

B

ファミリー交通傷害プラン

(交通事故傷害危険のみ補償特約セット):6口まで加入可能

 本人	死亡・後遺障害保険金額	400万円
	入院保険金日額*1	1,500円
	通院保険金日額	800円
 配偶者	死亡・後遺障害保険金額	400万円
	入院保険金日額*1	1,500円
	通院保険金日額	800円
 その他親族	死亡・後遺障害保険金額	400万円
	入院保険金日額*1	1,500円
	通院保険金日額	800円
1口当たり保険料(月払)		520円

S

普通傷害プラン

(職種級別:A*2):1口のみ加入可能

 本人	死亡・後遺障害保険金額	250万円
	入院保険金日額*1	2,500円
	通院保険金日額	1,250円
保険料(月払)		620円

C

フルガード普通傷害プラン

(職種級別:A*2 天災危険・特定感染症補償):6口まで加入可能

 本人	死亡・後遺障害保険金額	200万円
	入院保険金日額*1	1,500円
	通院保険金日額	1,000円
1口当たり保険料(月払)		600円

D

フルガード家族傷害プラン

(職種級別:A*2 天災危険・特定感染症補償):6口まで加入可能

 本人	死亡・後遺障害保険金額	100万円
	入院保険金日額*1	600円
	通院保険金日額	300円
 配偶者	死亡・後遺障害保険金額	60万円
	入院保険金日額*1	400円
	通院保険金日額	200円
 その他親族	死亡・後遺障害保険金額	60万円
	入院保険金日額*1	300円
	通院保険金日額	150円
1口当たり保険料(月払)		570円

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 Sプラン・Cプラン・Dプランの保険料は保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等職業級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員等)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、家族型(Dプラン)の場合、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなる場合がありますので、詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

オプション

お客様のニーズに合った補償を組み合わせでご加入いただけます。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。

財産に関する補償プラン

■ 携行品 免責金額（自己負担額）5,000円

日本国内外を問わず、家財（身の回り品で、自宅（庭・駐車場等は含みません）外で携行しているもの）が盗難・破損等偶然な事故で損害を受けた時に補償します。免責金額（自己負担額）は、5,000円です。



■ 住宅内生活用動産 免責金額（自己負担額）5,000円

日本国内で、自宅内の家財が火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けた場合に補償します。免責金額（自己負担額）は、5,000円です。



賠償責任に関する補償プラン

■ 借家人賠償責任

日本国内で、借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても貸主との契約に基づいて借戸室を自己の費用で修理した場合にも補償します。



*借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

保険金額・保険料表

団体割引:20%、損害率による割引:15%

- オプション(Cプラン向け) :G1・G2の中からいずれか1口のみ加入可能
- オプション(Dプラン向け) :G3・G4の中からいずれか1口のみ加入可能
- オプション(Sプラン向け) :SSタイプ 1口のみ加入可能

型	タイプ名				
	G1	G2	G3	G4	SS
	本人型		家族型*3		本人型
携行品(免責金額5,000円)	30万円				10万円
住宅内生活用動産(免責金額5,000円)	100万円				—
借家人賠償責任 *3	2,000万円	—	2,000万円	—	—
保険料(月払)	1,060円	690円	1,160円	790円	50円

*3 借家人賠償責任は「本人型のみ」となります。

個人賠償責任の補償

日常生活で他人にケガをさせたり他人の財物を壊してしまったときの備えはできていますか？

※保険金をお支払する主な場合、保険金をお支払しない主な場合については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。

日本国内外を問わず、日常生活上の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

保険金額・保険料表 団体割引:20%、損害率による割引:15%

個人賠償責任の補償:
Aタイプ1口のみ加入可能

タイプ名	Aタイプ(家族型)	
保険金額 (免責金額(自己負担額):0円)	国内	無制限
	国外	1億円
保険料(月払)	120円	

こどもプラン

お子様を取り巻く様々な危険からしっかりサポート!

※保険金をお支払する主な場合、保険金をお支払しない主な場合については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。

傷害(天災危険補償特約、特定感染症補償特約セット)

学校内、通学途中はもとより、日本国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

個人賠償責任

お子様はもちろんご家族が、日本国内外を問わず、日常生活上の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
*1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

育英費用(天災危険補償特約セット)

扶養者のケガによる死亡・重度後遺障害により扶養されなくなった場合に、保険金(一時金)をお支払いします。(あらかじめ扶養者を指定していただきます。)

保険金額・保険料表 団体割引:20%、損害率による割引:15%

こどもプラン(職種級別:A*1):E1・E2・E3タイプの中から1口のみ加入可能

タイプ名	E1タイプ		E2タイプ		E3タイプ	
死亡・後遺障害保険金額	100万円		300万円		300万円	
入院保険金日額*2	2,500円		3,000円		4,500円	
通院保険金日額	1,500円		2,000円		3,000円	
育英費用保険金額	522万円		770万円		1,000万円	
個人賠償責任(記録情報限度額500万円)	国内	1億円	国内	1億円	国内	1億円
		国外	1億円	国外	1億円	国外
保険料(月払)	1,110円		1,640円		2,150円	

*1 お子様継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なる事があります。詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡下さい。
*2 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

自転車プラン

自転車搭乗中のおケガと、第三者への賠償責任をカバー

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。

ケガの補償

日本国内において自転車搭乗中の「急激かつ偶然な外来の事故」または、自転車に搭乗していない間の運行中の自転車との衝突または接触等の交通事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

個人賠償責任

自転車の所有、使用または管理に起因して日本国内において発生した偶然な事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いいたします。

※自転車とは、ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(*1)およびその付属品(*2)をいいます。

(*1) レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。

(*2) 積載物を含みます。

※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

近年の高額賠償事例

判決	賠償命令額	概要
東京地裁 07年4月11日判決	5,438万円	信号無視した男性の自転車が、青信号の横断歩道を歩行中の女性に衝突し、死亡させた。
神戸地裁 13年7月4日判決	9,521万円	夜間、帰宅途中の男子小学生(11歳)の自転車が、歩道と車道の区別のない道路を歩行中の女性と正面衝突し、女性は意識が戻らない状態となった。

【出典】(一般社団法人)日本損害保険協会「自転車事故と保険」より

保険金額・保険料表

団体割引:20%、損害率による割引:15%

自転車プラン:F1・F2タイプの中から1口のみ加入可能

タイプ名		F1タイプ		F2タイプ	
		タイプコード	保険金額	タイプコード	保険金額
 本人	死亡・後遺障害保険金額	F1	800万円	F2	1,500万円
	入院保険金日額		4,000円		8,000円
	通院保険金日額		2,000円		4,000円
 配偶者	死亡・後遺障害保険金額		800万円		1,500万円
	入院保険金日額		4,000円		8,000円
	通院保険金日額		2,000円		4,000円
 親族	死亡・後遺障害保険金額		800万円		1,500万円
	入院保険金日額		4,000円		8,000円
	通院保険金日額		2,000円		4,000円
個人賠償責任		F	10,000万円	F	10,000万円
保険料(月払)			360円		660円

ゴルファープラン

楽しいゴルフの「万一の時」への備えはできていますか？

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。

ゴルファープランの補償内容について



『ゴルファープラン』の補償内容4種類です。
下記のマークで各プランの補償内容をご確認ください。

- A** → Aタイプ **C** → Cタイプ
B → Bタイプ

▶ご自身のケガ【傷害補償】 **A B C** (ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット)

日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に、下記保険金をお支払いします。

スイングした拍子に
転んでケガをした。



死亡・後遺障害

入院・手術

通院

▶第三者に対する賠償責任【個人賠償責任】 **A B C** (ゴルフ賠償責任補償特約セット)

日本国内外を問わず、ご本人*1が行うゴルフの練習、競技または指導中に他人（キャディを含みます。）にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*2を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

ボールをぶつけて
ケガをさせてしまった。



※第三者に対する賠償責任については日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

*2 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

▶ゴルフ用品の損害【携行品】 **A B C** (ゴルフ用品補償特約セット)

日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に生じた次の損害について、保険金をお支払いします。

ゴルフ場でクラブを
折ってしまった。



- ①ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りま。）
- ②ゴルフクラブの破損、曲損

▶ホールインワン・アルバトロス費用 **A B**

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

ホールインワンを達成したため、
記念品を購入し、
同伴競技者に贈呈した。



保険金額・保険料表

団体割引:20%、損害率による割引:15%

ゴルファープラン:Aタイプ・Bタイプ・Cタイプの中から1口のみ加入可能

	タイプ名		Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ	
		タイプコード		タイプコード		タイプコード		タイプコード
ご自身のケガ 傷害補償	死亡・後遺障害保険金額		1,350万円		800万円		1,350万円	
	入院保険金日額*1	H1	15,000円	H2	12,000円	H1	15,000円	
	通院保険金日額		10,000円		8,000円		10,000円	
個人賠償責任保険金額	H	国内 無制限 国外1億円	H	国内 無制限 国外1億円	H	国内 無制限 国外1億円		
携行品保険金額(ゴルフ用品の補償)	G5		30万円	G6	20万円	G7	30万円	
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額			50万円				30万円	
保険料(月払)			600円		410円		260円	

*1 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

団体総合生活保険の所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償、総合生活保険(GLTD)または総合生活保険(GLTD)に新たに加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

※団体総合生活保険の医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者) **ご自身があるままにご記入**ください。*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

団体総合生活保険の介護補償のみに(追加)加入される場合、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときは、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けは次のA~Cのいずれかになります(総合生活保険(GLTD)で一括告知制度を採用している一部の契約(*))、団体総合生活保険のがん補償・介護補償については、AまたはCになります。)

A お引受けいたします(補償対象外となる病気・症状の設定はありません。)

B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします(なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。)

C 今回はお引受けできません。

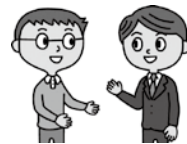
(*詳細は告知書をご確認ください。)

過去に病気やケガをしたことがあったら、契約はどうなるのかわからない？



お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただきます**場合があります。

えっと、1年前に…



告知内容を確認させていただきます。

告知いただく内容例*3は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます)
- ② 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無 等

*3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。(団体総合生活保険のがん補償のみ)

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

団体総合生活保険の所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償、総合生活保険(GLTD)または総合生活保険(GLTD)については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による就業不能や入院等については保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

より詳しくお問い合わせいたします。



所得補償

病気やケガで「働けなくなったらどうしよう・・・」という場合に安心です！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。

病気やケガで働けなくなり、その期間が**免責期間*1（7日）**を超えた場合に、**保険金をお支払い**します。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

保険金のお支払い方法

下記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

【ご加入例】

- ・ご職業：一般事務従事者
- ・てん補期間：1年間
- ・免責期間：7日
- ・平均月間所得額：40万円
- ・保険金額：20万円

Aさん（35歳）は病気で3月25日から7月15日まで入院し、その後9月15日まで自宅で療養しました。
この場合お受け取りいただく保険金は？



「免責期間」
3月25日～3月31日（7日間）
「保険金支払対象期間（就業不能期間）」
4月1日～8月31日までの5か月間と9月1日～15日までの15日間の合計
「お支払いする保険金」
(20万円×5か月)+(20万円×15日/30日) = **110万円**
※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
保険期間	←————→												
働けない期間			3月25日から	————→						9月15日まで			
免責期間(7日)			3月25日から	3月31日まで									
保険金支払対象期間 (就業不能期間)			4月1日から	————→						9月15日まで			
			▲				▲		▲				
			病気・入院				退院・自宅療養		復職				

補償される金額（所得補償保険金額）・保険料（1口あたり） 団体割引:20%、損害率による割引:15%

保険金額・保険料 (1口あたり)

【10口まで加入可能】

てん補期間*1:1年



	タイプ名	K・SHタイプ		Kタイプ	
	職種	1級	1級	2級	3級
所得補償保険金額(月額)	5万円				
傷害・死亡・後遺障害保険金額 【タイプコード:SH】*4	250万円	—	—	—	—
保険料 (1口あたり・月払)	15歳～19歳	390円	180円	210円	250円
	20歳～24歳	480円	270円	310円	360円
	25歳～29歳	510円	300円	350円	400円
	30歳～34歳	580円	370円	430円	500円
	35歳～39歳	670円	460円	530円	620円
	40歳～44歳	790円	580円	660円	780円
	45歳～49歳	900円	690円	790円	930円
	50歳～54歳	1,010円	800円	920円	1,070円
	55歳～59歳	1,060円	850円	980円	1,150円
60歳～64歳	1,110円	900円	1,030円	1,210円	

※保険金額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人のお仕事の内容や年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

上記保険料は、職種別Aで基本級別1級(一般事務従事者、営業職等)、基本級別2級(研究員(危険物取扱いを除く)等)、基本級別3級(自動車組立工、金属加工作業者等)の方を対象としたものです。それ以外の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*3の平均月額をいいます。

*3 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

*4 日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

団体長期障害所得補償 (GLTD)

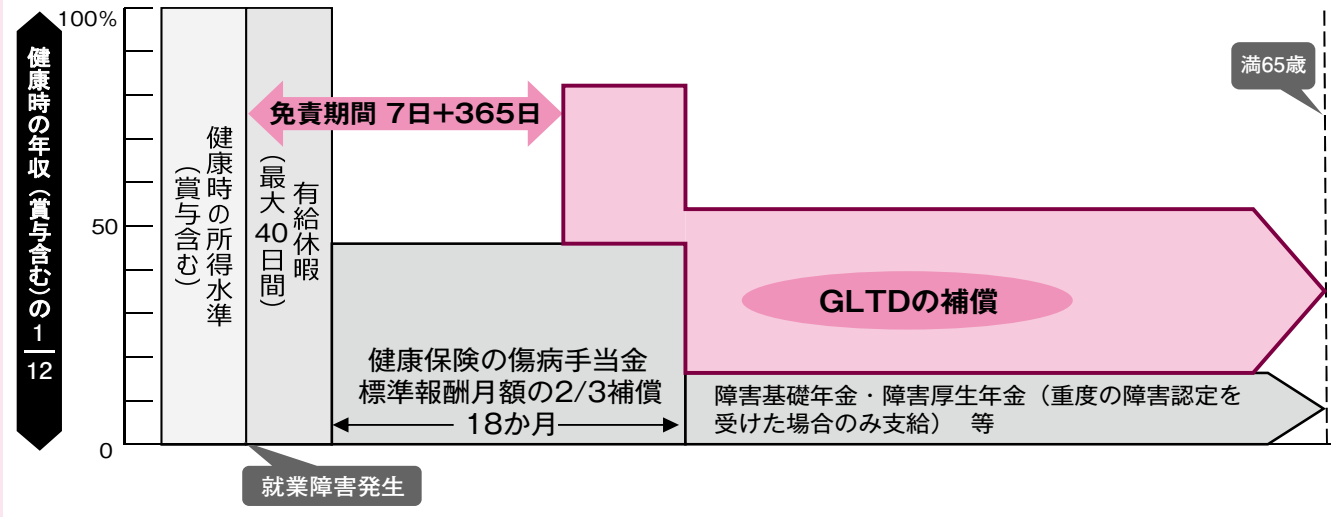
病気やケガで長期間働けなくなるリスクに備えることができます！

<免責372日プラン> 所得補償とのセット加入がオススメです！

病気やケガで働けなくなり、その期間が**免責期間 *1 (372日)**を超えた場合に、最長満65歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。

(ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、60歳以上の場合は3年となります。) *1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

補償のイメージ



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

※支払基礎所得額(月額)が平均月間所得額(ボーナスを含む年収の1/12)の範囲内となるように、加入口数を設定してください。

追加補償

さらにメンタルヘルス不調等の精神障害*1、天災危険も補償します！

*1 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

補償される金額(支払基礎所得額)・保険料(1口あたり) 団体割引:20%

【10口まで加入可能】

・てん補期間*1:65歳まで
(60歳~64歳は3年間)

型	本人型		
	男性	女性	
性別	男性	女性	
タイプ名	T1タイプ	T2タイプ	
認知症・メンタル疾患補償特約(てん補期間*1:2年)	セットあり	セットあり	
天災危険補償特約	セットあり	セットあり	
妊娠に伴う身体障害補償特約		セットあり	
支払基礎所得額(月額)	5万円	5万円	
保険料(1口あたり・月払)	15歳~24歳	440円	310円
	25歳~29歳	450円	410円
	30歳~34歳	490円	530円
	35歳~39歳	590円	750円
	40歳~44歳	860円	1,160円
	45歳~49歳	1,230円	1,620円
	50歳~54歳	1,710円	2,080円
	55歳~59歳	1,870円	2,000円
60歳~64歳	1,790円	1,670円	

※支払基礎所得額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)や性別によって異なります。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得*3の平均月額をいいます。

*3 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

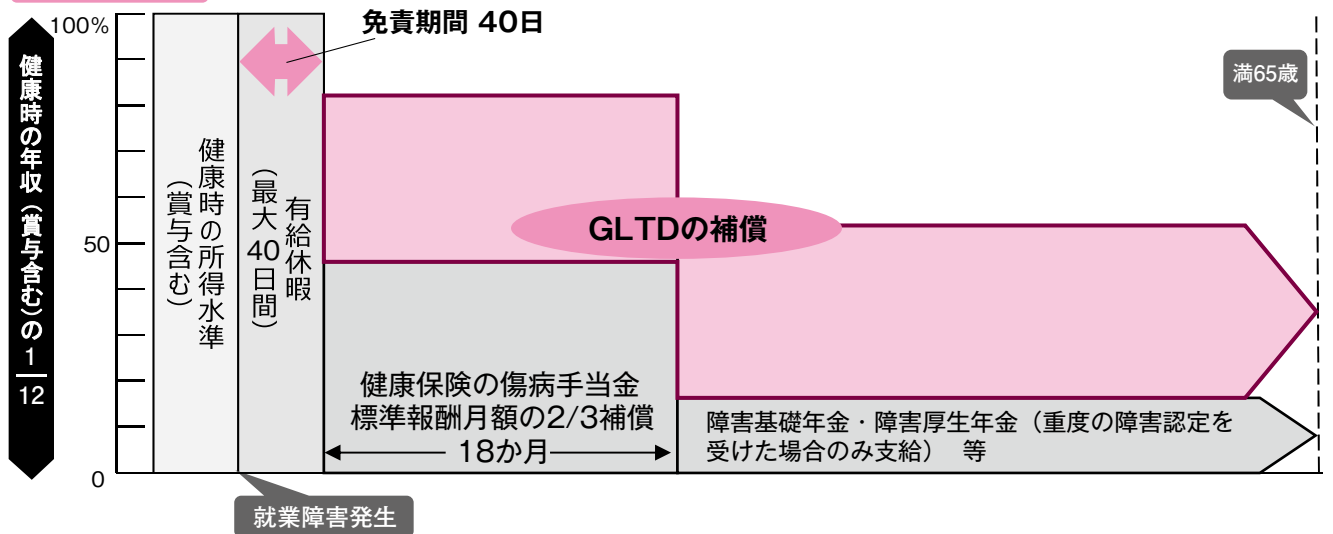
<免責40日プラン>

*<免責372日プラン>より早く、補償がスタートします。

病気やケガで働けなくなり、その期間が**免責期間*1（40日）**を超えた場合に、最長満65歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。

（ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、60歳以上の場合は3年となります。）*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

補償のイメージ



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

※支払基礎所得額（月額）が平均月間所得額（ボーナスを含む年収の1/12）の範囲内となるように、加入口数を設定してください。

追加補償

さらに**メンタルヘルス不調等の精神障害*1**、**天災危険も補償**します！

*1 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

補償される金額（支払基礎所得額）・保険料（1口あたり） 団体割引:20%

【10口まで加入可能】

・てん補期間*1:65歳まで
（60歳～64歳は3年間）

型	本人型		
	男性	女性	
性別	男性	女性	
タイプ名	T3タイプ	T4タイプ	
認知症・メンタル疾患補償特約(てん補期間*1:2年)	セットあり	セットあり	
天災危険補償特約	セットあり	セットあり	
妊娠に伴う身体障害補償特約		セットあり	
支払基礎所得額(月額)	5万円	5万円	
保険料 (1口あたり・月払)	15歳～24歳	810円	600円
	25歳～29歳	910円	840円
	30歳～34歳	1,050円	1,140円
	35歳～39歳	1,300円	1,590円
	40歳～44歳	1,740円	2,150円
	45歳～49歳	2,360円	2,840円
	50歳～54歳	2,760円	3,110円
	55歳～59歳	2,870円	2,900円
	60歳～64歳	2,370円	2,150円

※支払基礎所得額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。）や性別によって異なります。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得*3の平均月額をいいます。

*3 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

がんの補償

「がん」は治る時代です。「がん」と徹底的に闘います！

※保険金をお支払いする主な場合については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。



がんは
気になる病気よね？

日本の「がん（悪性新生物）」の
総患者数は、約178万人！

もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

さらに

心配なのは、医療費！
医療費・自己負担額の例

(胃がんで22日間入院したケース)

医療費の自己負担額 199,965円
差額ベッド代他 226,800円

合計 約42.7万円

※70歳未満、月収28～52万円の例

※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合
(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター

【医療保障ガイド】(2018年8月改訂版)をもとに当社にて作成

主ながん(悪性新生物)の患者数 (単位: 万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	19.6	13.5	6.1
結腸および直腸	28.8	16.4	12.4
肝および肝内胆管	5.6	3.8	1.9
気管、気管支および肺	16.9	10.2	6.7
乳房	23.2	0.3	22.9

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「平成29年患者調査」(厚生労働省)をもとに当社にて作成

一生のうち、おおよそ2人に1人が
がんと診断されると言われています。

だから

まとまった資金の
準備ができると安心です。

がん補償の補償内容について

※新規ご加入の場合、加入者の保険期間の初日よりその日を含めて90日(待機期間)を経過した日の翌日の午前0時より前にはがんと診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。

- 入院保険金は1日目から支払日数の制限なく補償します。
- 手術保険金は、何回でもお受取りになれます。

(手術の種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。)

- 【初期のがんでも】
- 「上皮内新生物」も補償の対象になります。
 - 「白血病」もがんに含まれますので、補償の対象になります。

- 【再発・転移しても】
- がん診断保険金は、初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治ゆした後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。
- ※支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。



『がんの補償』の補償内容5種類です。
各プランの補償内容をご確認下さい。

▶ がん診断

がんと診断確定*1されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。



▶ がん入院

がんで入院(日帰り入院も含む)をしたときに、保険金をお支払いします。

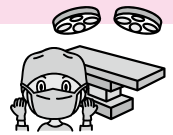


▶ がん手術

がんで手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。

*2 時期を同じくして*3 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*3 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。



▶ がん退院後療養

がんで20日以上継続して入院し、生存して退院したときに、保険金をお支払いします。



▶ がん通院

がんで20日以上継続して入院し、その前後に通院*4したときに、保険金をお支払いします。

*4 1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について45日を限度とします。



がんの補償:Aタイプ・Bタイプの中から1口のみ加入可能

タイプ名		Aタイプ		Bタイプ	
がん診断保険金額		200万円		100万円	
がん入院保険金日額(1日あたり)		20,000円		10,000円	
がん手術保険金額(手術の種類により)		20万円・40万円・80万円		10万円・20万円・40万円	
がん退院後療養保険金額		20万円		10万円	
がん通院保険金日額(1日あたり)		10,000円		5,000円	
保険料(月払)	年 齢	新 規	更 新	新 規	更 新
	5～9歳	200円	250円	110円	130円
	10～14歳	280円	370円	150円	190円
	15～19歳	220円	280円	120円	150円
	20～24歳	180円	230円	90円	120円
	25～29歳	310円	410円	150円	210円
	30～34歳	610円	820円	310円	410円
	35～39歳	900円	1,200円	440円	600円
	40～44歳	1,310円	1,740円	640円	870円
	45～49歳	1,880円	2,500円	940円	1,270円
	50～54歳	2,700円	3,600円	1,340円	1,790円
	55～59歳	4,150円	5,560円	2,070円	2,770円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の保険期間の始期日時時点の満年齢をいいます。)によって異なります。また、がん補償は、新規ご加入の方の場合は待機期間があるため、ご加入初年度の保険料は安くなっています。今回更新される方は上表「更新」の欄の保険料となります。(次回更新以降は、割引率の変更、保険料率の改定等により、保険料が変更になる場合があります。)



「病気・医療の補償」、「がんの補償」共通の注意事項についてご説明します。

- ① 新規加入*される場合または病気・医療の補償で更新にあたり補償内容をアップする場合は健康状態告知書のご提出が必要となります。
*がんの補償について、新規でご加入時の保険期間(ご契約期間)の初日より、その日を含めて90日(待機期間)を経過した日までにがんを診断確定された場合は、保険金はお支払いできません。
- ② 保険期間(ご契約期間)の途中でお申し出による保険金額の増額等はできません。
「がんの補償」においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。

本制度はスズキ(株)を契約者とした保険期間1年の団体契約です。医療補償やがん補償等で保険期間終身の保険をご希望の方は、取扱代理店株式会社スズキビジネスまでお問い合わせください。

病気・医療の補償

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。



1日入院したら、入院費用はどれくらいかかるんだろう？
病気についても詳しくないので、いろいろ不安です…

病気によって入院費用や入院日数も違います。
みなさんの抱える入院に対する経済的な不安について考えていきましょう。



現在、入院に対する備えはできていますか？

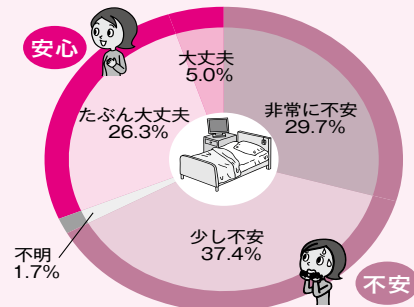
入院に対する経済的な備えに不安をかかえていらっしゃる方は非常に多いようです。
現在ご加入の医療保険で補償は充分ですか？

入院した場合の必要資金に対する安心感・不安感について（右図参照）

グラフからも分かるように、経済的な備えに不安を持っている方は半分以上を占めています。

万が一、入院することになった場合でも安心して治療に専念できるように、今できる備えについて一緒に考えていきましょう。

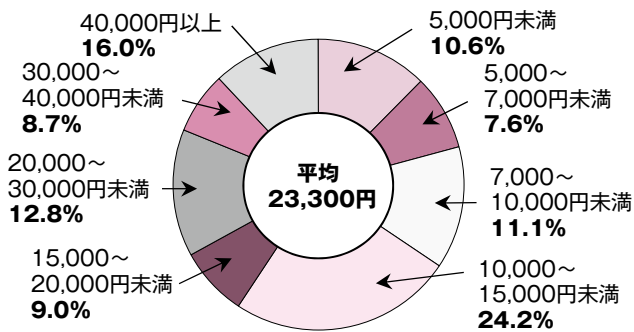
【右図】生命保険センター「平成27年度生命保険に関する全国実施調査」より



入院費って
いくらぐらいかかるの？

入院時の1日あたりの自己負担費用

集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人
【高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む)】



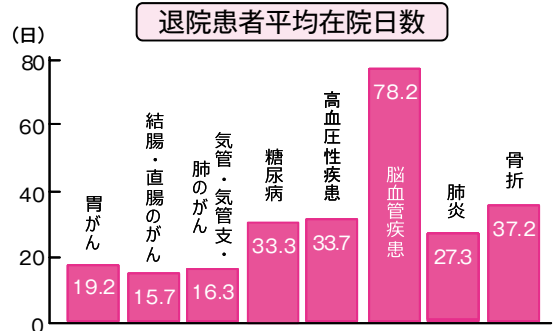
※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含みます。)や衣類、日用品費などを含みます。

※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。

【出典】(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

さらに

病気によっては入院期間が長くなります。



【出典】「平成29年度患者調査」(厚生労働省)をもとに当社にて作成

だから

入院や手術を補償する
「医療補償」だと安心です。



先進医療補償とは？

？ 「先進医療」とは？

公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。

！ 「先進医療の技術料」は、全額自己負担！（診察料、投薬料、入院費等は公的医療保険が適用されます。）

先進医療の例

先進医療技術	技術料(1件あたり平均額)	平均入院期間	年間実施件数
陽子線治療	2,760,022円	8.8日	2,016件

【出典】(公財)生命保険文化センター「平成29年度 一目でわかる生活設計情報」より

病気・医療の補償の補償内容について

- 入院保険金は1日目から補償します。
- 手術保険金は、何回でもお受取りになれます。※傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。
- 現在ご加入の契約(更新前契約)に特定疾病等不担保特約が適用されている場合で、更新にあたり健康状態告知書の回答がすべて『なし』となる場合は、特定疾病等不担保特約が削除(適用外)となります。再度健康状態告知書にご記入・ご署名のうえ加入依頼書をご提出ください。
ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。



『病気・医療の補償』の補償内容6種類です。
下記のマークで各プランの補償内容をご確認ください。

A → Aタイプ **C** → Cタイプ
B → Bタイプ **D** → Dタイプ

▶ 疾病入院 **A B C D**

病気ですべて1日以上入院したときに、保険金をお支払いします。
※ 1回の入院について180日を限度とします。

▶ 疾病手術 **A B C D**

病気ですべて手術をしたときに、保険金をお支払いします。
※傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また時期を同じくして*12種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
*1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

▶ 傷害入院 **A C D**

ケガですべて1日以上入院したときに保険金をお支払いします。
※ 1回の入院について180日を限度とします。

▶ 傷害手術 **A C D**

ケガですべて手術をしたときに保険金をお支払いします。
※傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また時期を同じくして*12種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
*1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

▶ 放射線治療 **A B C D**

病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。
※ 血液照射を除きます。複数回を受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

▶ 総合先進医療 **C D**

病気やケガで先進医療*1を受けたときに、保険金をお支払いします。
*1 対象となる先進医療については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。

▶ 総合先進医療一時金 **C D**

総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに、保険金(一時金)をお支払いします。

保険金額・保険料表 団体割引:20%、損害率による割引:15%

病気・医療の補償:Aタイプ・Bタイプ・Cタイプ・Dタイプの中から、A・Bは2口まで加入可能、C・Dは1口のみ加入可能

タイプ名		Aタイプ			Bタイプ			Cタイプ			Dタイプ				
疾病入院保険金日額(1日あたり)		5,000円			5,000円			5,000円			10,000円				
疾病手術保険金額	重大手術*1	200,000円			重大手術*1	200,000円			重大手術*1	200,000円			重大手術*1	400,000円	
	上記以外の手術	入院中	入院中以外		入院中	入院中以外		入院中	入院中以外		入院中	入院中以外			
		50,000円	25,000円		50,000円	25,000円		50,000円	25,000円		100,000円	50,000円			
傷害入院保険金日額(1日あたり)		5,000円			-			5,000円			10,000円				
傷害手術保険金額	重大手術*1	200,000円			重大手術*1	-			重大手術*1	200,000円			重大手術*1	400,000円	
	上記以外の手術	入院中	入院中以外		入院中	入院中以外		入院中	入院中以外		入院中	入院中以外			
		50,000円	25,000円		-	-		50,000円	25,000円		100,000円	50,000円			
放射線治療保険金額		50,000円			50,000円			50,000円			100,000円				
総合先進医療基本保険金額 (被保険者が負担した技術料)		-			-			300万円			600万円				
総合先進医療一時金		-			-			10万円			10万円				
1口当たり保険料(月払)	5~9歳	460円			280円			500円			980円				
	10~14歳	430円			250円			470円			930円				
	15~19歳	480円			300円			520円			1,030円				
	20~24歳	620円			440円			660円			1,310円				
	25~29歳	650円			470円			690円			1,370円				
	30~34歳	680円			500円			720円			1,420円				
	35~39歳	720円			540円			760円			1,510円				
	40~44歳	800円			620円			840円			1,680円				
	45~49歳	1,020円			840円			1,060円			2,110円				
	50~54歳	1,280円			1,100円			1,320円			2,640円				
55~59歳	1,740円			1,560円			1,780円			3,540円					

*1対象となる重大手術については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。

*保険料は、保険の対象となる方の年齢(団体契約の保険期間の始期日時時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

介護の補償

介護にかかる一時費用に備えます。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。



特徴

- ① 介護補償に単独でご加入いただけます。
- ② 団体の構成員(加入者)本人、配偶者、ご家族(含む、本人と配偶者の親)が加入することができます。
- ③ 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に保険金(一時金)が支払われます。

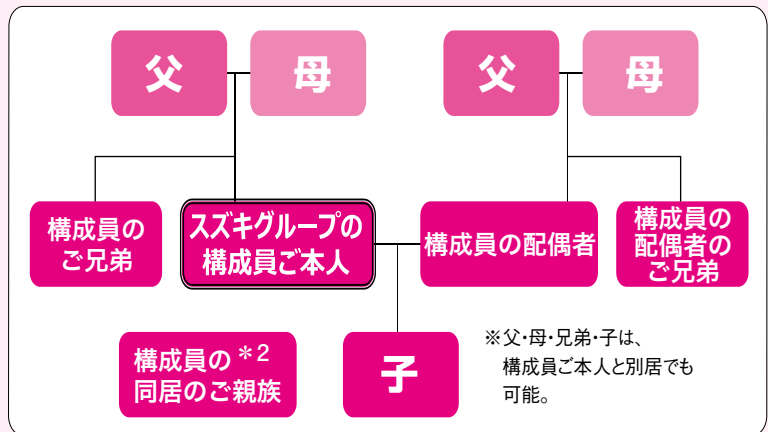
被保険者(保険の対象となる方)

団体の構成員(加入者)本人、配偶者*1、そのご家族(含む、本人と配偶者の親)を対象とすることができます。ただし、団体契約の始期日時時点の年齢が満40歳以上84歳以下の方とします。

*1 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。

- a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

*2 親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)



公的介護保険はあるけれど…?

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

介護にかかる
お金は…?

一時費用*1の合計：
平均約70万円

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッドなどの福祉用品の購入などで初期費用がかかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

【出典】(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

要介護状態初期に一時的に必要となる主な費用の目安(自費で購入等した場合)

車いす ■自走式 … 4~15万円 ■電動式 … 30~50万円	階段昇降機 ■いす式直線階段用 …… 50万円~ ※工事費別途	特殊寝台(介護ベッド) ■15~50万円 ※機能により金額は異なる
手すり ■廊下・階段・浴室用など … 1万円~ ※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)	ポータブルトイレ ■水洗式 …… 1~4万円 ■シャワー式 … 10~25万円	移動用リフト ■据置式 … 20~50万円 ■レール走行式 … 50万円~ ※工事費別途

【出典】(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド 2018年8月改訂版」をもとに当社にて作成

だから 介護にはまとまった
資金準備があると安心です。

公的介護保険制度とは

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 (寝たがり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)



*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

【公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について】

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

保険金額・保険料表 団体割引:20%、損害率による割引:15%

介護の補償(公的介護保険連動型(要介護3)):K100・K200・K300タイプの中から1口のみ加入可能

タイプ名	K100	K200	K300	
保険金額	100万円	200万円	300万円	
保険料(月払)	40~44歳	10円	10円	20円
	45~49歳	10円	20円	30円
	50~54歳	20円	50円	70円
	55~59歳	50円	90円	140円
	60~64歳	100円	200円	300円
	65~69歳	280円	570円	850円
	70~74歳	600円	1,200円	1,800円
	75~79歳	1,320円	2,650円	3,970円
80~84歳	3,070円	6,150円	9,220円	

※保険料は、保険の対象となる方の年齢(団体契約の保険期間の始期日時時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

スズキ団体保険の加入対象者・保険の対象となる方（被保険者）

※介護の補償につきましては、前記「介護の補償」をご確認下さい。

それぞれの基本補償について、ご加入いただける型は下記のとおりとなります。

基本補償	型	
ケガの補償（傷害補償）	本人型	家族型
オプション（携行品）	本人型	家族型
オプション（住宅内生活用動産）	本人型	家族型
オプション（借家人賠償責任）	本人型	—
個人賠償責任	—	家族型
ゴルファープラン（傷害補償・個人賠償責任・携行品・ホールインワン・アルバトロス費用）	本人型	—
自転車プラン（傷害補償・個人賠償責任）	—	家族型
こどもプラン（傷害補償）	本人型	—
こどもプラン（個人賠償責任）	—	家族型
がんの補償（がん補償）	本人型	—
病気・医療の補償（医療補償）	本人型	—
所得補償	本人型	—
団体長期障害所得補償（GLTD）	本人型	—

保険の対象となる方は下記のとおりです。

	本人型	家族型
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○
ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	○
ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任（こどもプランを除く）、借家人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります）。

※こどもプランの個人賠償責任については、ご本人*1の親権者の同居の親族および別居の未婚の子も含まれます。また、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます（代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。）。
 なお、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含まれます（責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*1 下表の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

【ケガの補償、オプション、個人賠償責任、ゴルファープラン、自転車プラン】

		①スズキ株式会社およびその系列会社*2の役員・従業員	②左記①の家族	
			配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟	左記①と同居されているご親族の方
ケガの補償（傷害補償）	本人型	○	○	○
	家族型	○	○	×
オプション		○	○	○
個人賠償責任		○	○	○
ゴルファープラン		○	○	○
自転車プラン		○	○	×

【こどもプラン】

保険の対象となる方は、下表に該当する方で、学校教育法に定める学校*3の学生・生徒（入学手続を終えた方を含みます。）、または、保険期間の終了時点で年齢が満23歳未満の方で、加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

①スズキ株式会社およびその系列会社*2の役員・従業員	
②上記①の家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟
	上記①と同居されているご親族の方

※同一の被保険者本人について、こどもプランと他の傷害補償を合わせてご加入いただけません。

※育児費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。

原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【がんの補償、病気・医療の補償、所得補償、団体長期障害所得補償】

	年齢*4	左記以外の条件
がん補償 医療補償	満5歳以上満64歳以下 (更新の場合は満70歳以下)	①スズキ株式会社およびその系列会社*2の役員・従業員 ②上記①の家族 (1) 配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟 (2) 上記①と同居されているご親族の方
所得補償	満15歳以上満64歳以下	
団体長期障害所得補償 (GLTD)	満15歳以上満64歳以下	スズキ株式会社および系列会社*2の役員・従業員

*2 対象となる系列会社につきましては、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

*3 次の学校をいいます。

- ①大学 (大学院および短期大学を含みます。)
- ②高等学校 (高等専門学校を含みます。)
- ③特別支援学校の高等部
- ④専修学校および各種学校 (ただし、教育基本法に定める義務教育を終了している方に限ります。)

*4 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。
 - a. 婚姻意思を有すること (戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
 - b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます (配偶者を含みません。)
- (3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

ご加入内容確認事項 (意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険料・保険料払込方法
- 保険金額*1、免責金額 (自己負担額)
- 保険の対象となる方
- 保険期間

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認いただく事項】

確認事項	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償	がん補償	介護補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？ *1 こども傷害補償の場合は、必ずご確認ください。	○*1	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種) ※交通事故傷害危険のみ補償特約、自転車事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットしている場合には、確認不要です。	○	—	—	—	—	
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 保険金額*2は、平均月間所得額*3以下となっていますか？なお、保険金額*2の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレットをご確認ください。 *2 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *3 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	○	—	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *4 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○	○	○*4

【すべての補償に共通してご確認いただく事項】

- 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

*インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

【個人情報の取扱いに関するご案内（取扱代理店）】

保険加入にあたり、(1) (株)スズキビジネスが個人情報を下記①から③に記載の提供・利用の他、下記目的のために提供・利用すること、(2) 引受保険会社およびグループ各社に個人情報を下記①から③に記載の提供・利用の他、下記目的のために提供・利用すること、(3) 引受保険会社の業務委託先および保険契約者であるスズキ(株)が個人情報を下記①から③に記載の提供・利用をすることにつきご同意いただきたくお願い申し上げます。

保険契約者であるスズキ(株)は本加入依頼書に関する個人情報を(株)スズキビジネスに提供いたします。(株)スズキビジネスは、本加入依頼書に関する個人情報（過去に取得したものを含まず）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行および付帯サービスの提供ならびに他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、医師、面接士、調査会社、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ② 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、スズキ(株)のグループ会社各社または販売店等に対して個人情報を提供すること
- ③ スズキ(株)とそのグループ会社各社との間またはスズキ(株)とそのグループ会社各社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

スズキ(株)のグループ会社の個人情報の取扱いについては、スズキ(株)ホームページ (<https://www.suzuki.co.jp/>) をご覧ください。

(株)スズキビジネスの個人情報の取扱いについては、(株)スズキビジネスホームページ (<https://www.suzuki-business.co.jp>) をご覧ください。

引受保険会社のグループ会社の範囲および提携先企業等の一覧、引受保険会社のグループ会社内における個人情報利用の管理責任者、引受保険会社（および引受保険会社のグループ会社各社）における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険(株)ホームページ (<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>) をご覧ください。

この保険はスズキ株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてスズキ株式会社が有します。

【ご注意】

現在のご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

【お問合せ先】

◆ スズキビジネス

保険事業部

営業第1課 団体総合生活保険担当：金子・山口
〒431-0201 浜松市西区篠原町21339（しのはらプラザ3F）

TEL: **053-447-1718** FAX: **053-448-5417**

URL <https://www.suzuki-business.co.jp>

各工場・保険相談コーナーでもお手続きいただけますので、お気軽にお立ち寄りください。



「サービスのご案内」「補償の概要等」「重要事項説明書」につきましては、左記 URL もしくは二次元コードにて弊社保険事業部ホームページを検索の上、ご確認をお願い致します。

取扱代理店

保険相談コーナー篠原

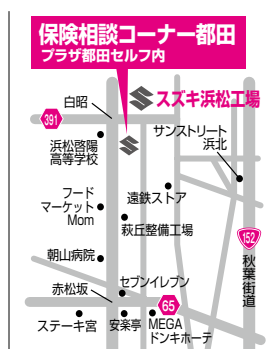
〒431-0201 浜松市西区篠原町21339（しのはらプラザ3F）
TEL: **053-447-1718** FAX: **053-448-5417**
【営業時間】 8:45～18:30（平日） 9:45～18:30（土、日） *土、日営業

保険相談コーナー袋井

〒437-0065 袋井市堀越3-19-6（スズキハウス袋井営業所内）
TEL: **0538-44-7000** FAX: **0538-44-7002**
【営業時間】 10:00～18:00（火曜・水曜定休） *土、日営業

保険相談コーナー都田

〒433-8102 浜松市北区大原町437-22（プラザ都田セルフ内）
TEL: **053-488-5700** FAX: **053-488-5516**
【営業時間】 10:00～18:00（水曜・日曜定休） *土曜営業



引受保険会社

（幹事）

東京海上日動火災保険株式会社

（担当課）静岡自動車営業部 スズキ室
〒430-0928 浜松市中区板屋町111-2 浜松アクタワー10F

TEL: **053-454-8946**

（非幹事）

損害保険ジャパン株式会社

事故時の連絡先

東京海上日動安心110番 （事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ

0120-720-110

受付時間：24時間365日